

H 2 4 東協発第 4 4 2 号  
平成 24 年 8 月 21 日

会 員 各 位

公益社団法人 東京ビルメンテナンス協会  
会 長 一 戸 隆 男  
労 務 管 理 委 員 会  
委 員 長 佐 藤 博

## 労働災害発生報告システムの実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、当協会事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国協会では、全協文書第 B13-029 号のとおり、増加傾向にある労働災害を少しでも防止するべく、全国協会、各地区本部、各都道府県協会、会員企業が一丸となって労働災害防止に取り組む標記システムを平成 24 年 6 月に遡り、実施することを決定し、会員に協力を求めています。

つきましては、全国協会（全協文書第 B13-029 号）別紙の「労働災害発生報告システム実施要領」をご参照いただき、東京協会までご提出をお願いいたします。

ご提出いただきましたデータを全国協会にて集約されたものを情報提供手段として、東京協会ホームページのトップページに掲載するべく準備を整えております。

労働災害防止につきまして、会員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

敬具

担当： 東京ビルメンテナンス協会事務局 豊田

電話 03-3805-7555

FAX 03-3805-7550

平成 24 年 8 月 7 日

会 員 各 位

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会  
会 長 一 戸 隆 男

## 労働災害発生報告システムの実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、当協会事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国協会では経済情勢に伴うコストの削減など、経営効率を優先することによる安全意識の希薄化が懸念される現状において増加傾向にある労働災害を少しでも防止するべく、全国協会、各地区本部、各都道府県協会、会員企業が一丸となって労働災害防止に取り組む標記システムを、平成 24 年 6 月より実施することといたしました。

本システムは、各地で発生した労働災害について情報共有を行って同種の災害を未然に防止することやビルメンテナンス業に従事する者の安全の確保など、業界全体の労働災害防止意識・職場環境の向上を図るほか、労働災害の減少による諸経費の節減に貢献するものであります。

具体的な実施方法といたしましては、休業 91 日未満であったものを通常災害、休業 91 日以上および死亡災害を重大災害として分け、月次毎に各都道府県協会へご提出いただきたく存じます。ご提出いただきましたデータは、全国協会にて集約し、あらためて情報提供をさせていただき所存です。その他詳細につきましては、別添の実施要領にてご確認下さい。

敬具

事務局担当：事業部 板橋・関内

## 労働災害発生報告システム 実施要領

### < 趣 旨 >

経済情勢に伴うコストの削減など、経営効率を優先することによる安全意識の希薄化が懸念される現状において、全国協会、各地区本部、各都道府県協会、会員企業が一丸となって労働災害防止に取り組むことが望ましい。その一環として、各地で発生した労働災害について情報共有を図るためのシステムを構築する。

本システムでは、通常の労働災害と重大災害を分け、それぞれについて報告とフィードバックを行う。通常の労働災害については、より詳細なデータとなるよう毎月行うものとし、毎月、発生した労働災害について会員企業が所属する各地協会へ報告、各地協会は所属会員企業の報告を取り纏め各地区本部に報告、各地区本部は所管協会の報告を取り纏め全国協会に報告を行う。全国協会は各地の報告を集約してフィードバックする。

また、重大災害については速報性を重視し、災害発生後迅速に上記同様の報告・フィードバックを実施する。

これにより、安全に対する意識高揚を図ると共に、ビルメンテナンス業に従事する者の安全の確保、業界全体の労働災害の減少や職場環境の向上を目的として行う。

### < 運用開始月 >

平成 24 年 6 月より実施。

### < 実施方法 >

#### 会員企業が行うこと

災害発生状況について、休業 91 日未満であったものを通常災害、休業 91 日以上および死亡災害を「重大災害」、無災害として分けて、下記に従い月次毎（1 日～末日）に東京協会へ報告書をご提出下さい。

当該月の発生災害（労災保険適用したもの）について、東京協会へ報告。

様式：災害発生報告書(様式 1)

<http://www.tokyo-bm.or.jp/saigai/saigai1120810.doc>

期日：翌月 10 日までに報告

当該月の重大災害について、東京協会へ報告。

様式：重大災害報告書(様式 5)

<http://www.tokyo-bm.or.jp/saigai/saigai5120810.xls>

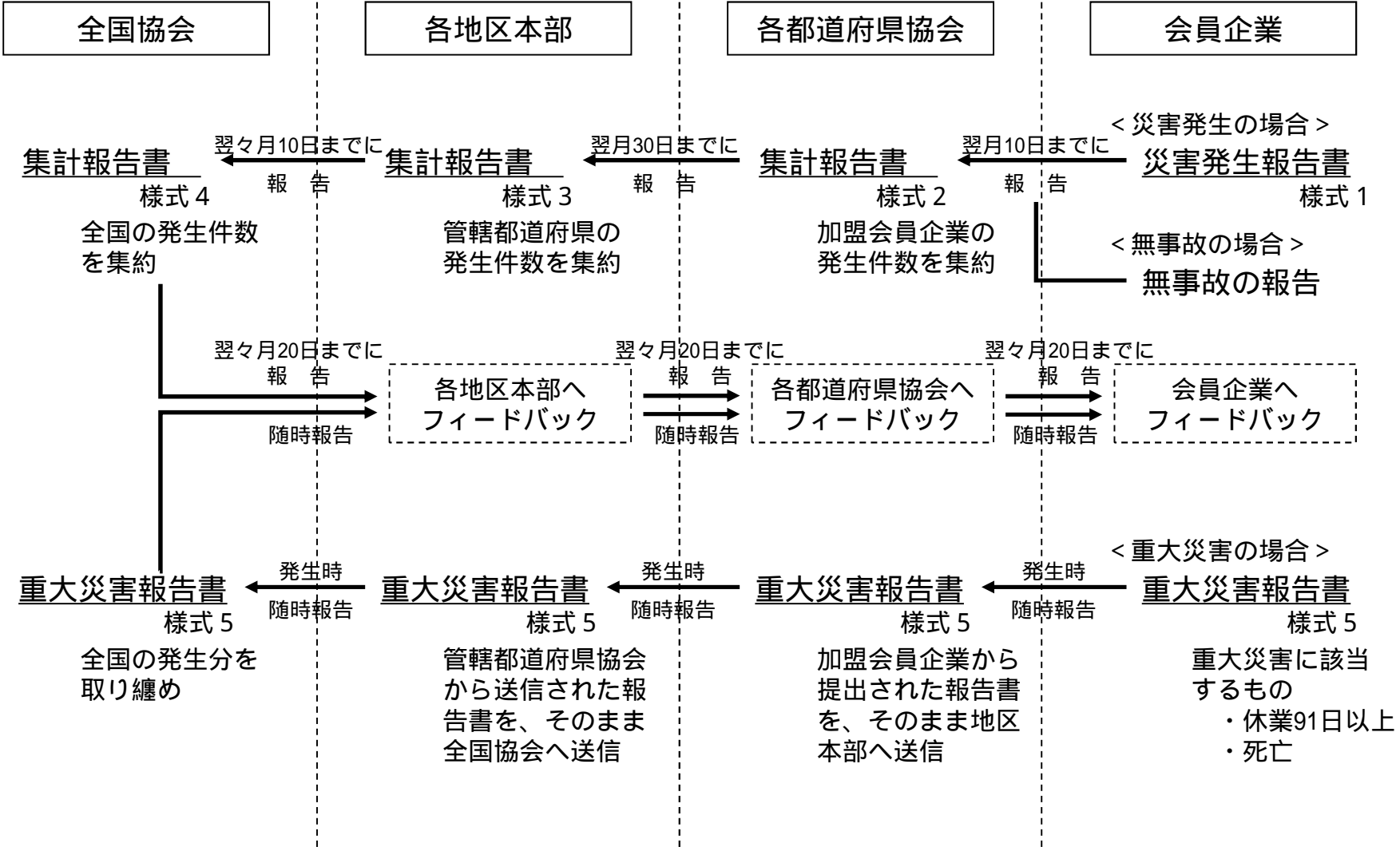
期日：発生時、随時報告

無災害（労災保険適用なし）の場合も、東京協会へ報告。

様式：災害発生報告書(様式 1)

期日：翌月 10 日までに報告

# 労働災害発生報告システム フローチャート



## 事故の型の分類

分類・項目	説明	事故例
墜落・転落	足場・はしご・脚立・階段から落ちることを言う。	階段の洗浄作業中、塗布した洗剤に足を滑らせて(階段2段目)転倒し、踊り場まで落下した。
転倒	同一面上で転ぶ場合を言い、つまづき又は滑りにより倒れた場合等を言う。	後ずさり移動中、ポリッシャーにつまづき仰向けに転倒。頭部を床で強打。
激突	墜落・転落・転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物に当たった場合を言い、飛降りた場合等を言う。	トイレ清掃が終わり立ち上がろうとした際、ドアの金具で頭部を強打。切傷。
飛来・落下	飛んでくる物、落ちてくる物が主体となって人に当たった場合を言う。	2人1組で高所からホース付ノズルをロープに縛り地上に下ろす時ノズルがロープから外れ頭上に落下し、負傷した。
倒壊	物・足場等が崩れ落ち又は倒壊して人に当たった場合を言う。(立て掛けてあった物が倒れた場合を含む)	ローリング足場を保管場所より取り出そうとした際、他の物が崩れてきて頭部を負傷。
激突され	飛来落下・崩壊・倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合を言う。	ポリッシャーの片づけ中、コードが起動スイッチに触れ、急に回転しその反動でハンドルが手の甲を強打した。
挟まれ・巻き込まれ	物・機械に挟まれる状態及び巻き込まれた状態で潰され、捻られる等を言う。	自動ドアが開いている間に棧を拭いていた。扉が閉まり始めた事気づかず、扉に指を挟まれ骨折した。
切れ・こすれ	刃物による切れ、工具取り扱い中の物体による切れ、こすれ等を含む。	レモンを切っていた際、片刃の包丁が滑って、左手小指の根元が切れた。
有害物等との接触	酸素欠乏症、毒劇物等による。	剥離剤が入ったバケツを移動させる際、激しく床に置いた為剥離剤が目に入った。
感電	帯電体に触れ、又は放電により人が衝撃を受けた場合。	
交通事故(通勤)		バイクで通勤中、霧で前方が見づらかったのでガードレールに接触し転倒。左鎖骨を骨折。
動作の反動・無理な動作	重い物を持ち上げて腰をギックリさせたと言う場合等を言う。	荷物を台車で移動させていた際、崩れかかった台車に右手を引っ張られ靭帯を損傷した。
針刺し		ベッド下に落ちていた注射針をゴミだと思い、素手で拾い右手人差し指を刺した。
その他	上記に分類されない場合。	

厚生労働省安全衛生部安全課「労働災害分類の手引」により抜粋。

ビルメン業で発生すると考えられるものを分類し、発生頻度の低いと考えられるものは「その他」に分類する。